

第8期 第8回 練馬区循環型社会推進会議（発言要旨）

日時、場所	平成28年7月7日（木） 午前10時～11時50分 本庁舎5階 庁議室
出席者	出席委員名 11名 庄司委員、市村委員、大塚委員、佐藤委員、森委員 鈴木（収）委員、高橋委員、高内委員 市川委員、武田委員、五十嵐委員 事務局 6名 環境部長、環境課長、みどり推進課長、清掃リサイクル課長 練馬清掃事務所長、石神井清掃事務所長

【次第】

- 1 開会
- 2 議題
練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（素案の案）について
- 3 その他
- 4 閉会

議 事 内 容

会長

定刻ですので、第8回の循環型推進会議を始めさせていただきます。事務局から本日の出席状況をお願いいたします。

事務局

本日の出席状況ですが、事前に4名の委員から欠席の連絡が入っております。1名が今まだ、遅れて来ると思いますが、現在11名です。

当会議での定足数は9名ですので、本日の会議は成立しております。

また、本日は、28年度に入ってから初めての会議となります。区の人事異動により、委員および事務局に変更がありましたので、ご説明をいたします。

机上に配付いたしました名簿をごらんください。

教育委員会事務局の推薦者が海馬澤委員から牧田委員に変更になっております。

続きまして、名簿の裏面をお願いいたします。事務局にも変更がありましたので、ご紹介いたします。

（事務局の紹介および挨拶）

会長

今、ご紹介のありました新しい体制で、よろしくをお願いいたします。

それでは、前回の第7回会議の発言要旨についてですが、1名の委員から修正の申し出がありました。修正したものについては、郵送をもって承認いただいております。現在、ホームページに掲載しております。

会長

それでは、議題に入りたいと思います。

練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画についての審議に入ります。

前回の会議で各種の調査結果を踏まえて、骨子案を審議してまいりました。本日は、骨子案をもとに作成された素案の案となります。活発なご意見をお願いいたします。

初めに、資料1の練馬区の第4次一般廃棄物処理基本計画の策定スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局より資料1の説明)

会長

スケジュール案の説明について、何かご質問ありますか。

委員

今回、この第4次一般廃棄物処理基本計画の策定に向けた審議について、委員の任期が8期と9期とまたがります。特に団体からの方は、それぞれ団体に持ち帰って、いろいろ中で調整も可能でしょうが、公募区民の方にとっては、10月22日で任期が切れます。そして、第9期は新しい形で公募区民を募集するということは、やはり基本計画を審議するという建前から言っても無理があるのではないかと。条例を調べてみますと、再任を妨げずという規定がございます。これを適用して、皆様のご意見、賛同を得られるならば、そういう方向で取りまとめていただいて、第8期のメンバーが引き続き、第9期を担うとしていただければ、一貫性を持った一廃計画の審議が可能になります。そうでないと、まずいのではないかと思う次第です。

会長

委員から、私どもの任期にかかわるご意見が出ました。第8期から第9期、引き続き再任をされる形をするというのは、事務手続的には、特に問題はありますか。

事務局

循環型社会推進会議は、練馬区リサイクル推進条例に基づき設置しております。

条例の第21条6項に、推進会議の委員の任期は2年とし、再任を妨げないという規定がございますので、手続上は、問題はないと認識しています。

会長

今、委員のほうからの提案がございました。再任をするのは、区長ですから、私たちは再任を続けたいという意思表示ですが、いかがですか、皆さん。よろしいでしょうか。

(一同、同意)

では、第8期委員としては再任をお受けすることについて異論はないという形で、

まとめたいと思います。

委員

ちょっと、事務方にお願いですが、その場合、本日、ご欠席の方々にも、ご丁寧な文書によって、その旨をお伝えいただきたいと思います。

事務局

ご欠席の方にも確認をさせていただきます。皆様からのご意向をいただいたということで、審議の継続性などから判断をさせていただきますして区長にお伝えし、進めていきたいと思います。

会長

スケジュールのことに関連しますけれども、年明けの1月に委嘱式と施設見学会が、予定されています。具体的にどこに行くかは、これから決めていきますが、ご希望等があれば、伺いますが、いかがでしょうか。

委員

リサイクル絡みですので、練馬区のリサイクルに関連する施設であれば、あとは事務局にお任せしたいと思います。

会長

では、皆様もよろしいでしょうか。
事務局でどこか候補がありますか。

事務局

例えば、近いところだと、昨年11月末に竣工した練馬清掃工場、遠いところだと、千葉県君津市にあります新日鉄住金です。ここは練馬区の容器包装プラスチックを中間処理した後の資源化施設です。そのようなところを考えております。

会長

事務局としては、今のような候補が上がっているようです。またご検討いただいで決めていただくよう、よろしく申し上げます。

続いて、次の議題、資料2、練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画素案の案について審議をしていきたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局より骨子案との違いについての説明)

(事務局より資料2の1ページから7ページを説明)

会長

資料の7ページまで説明がありました。

これについて、皆様のご意見を出していただきたいと思います。今、事務局の説明がありましたように、非常に従前の形式と大きく変わって、非常に見やすくなっていますし、現状と課題という形で読みやすくもなっているかと思います。

内容は基本的に審議を踏まえた形になっていると思います。その辺を留意しながら、ご意見、ご質問をお願いします。

委員

計画期間について、お伺いしたいのですが、10年という非常に長い期間をとっていますが、変化が激しく前回も10年とって、6年で見直したという中で、長過ぎるのではないかなと思われそうですが、その辺10年で策定した根拠がありましたら、教えていただきたいと思います。

会長

事務局をお願いします。

事務局

国のごみ処理基本計画策定指針によると、基本計画については、10年から15年ぐらいのロングスパンでつくってくださいということです。また、環境の変化もありますので、おおむね5年ごとに改定をしていくことになっています。区では、中間処理施設を所有しておりませんので、施設設備計画が含まれていません。中間処理施設を所有しており、施設設備計画を含む自治体については、大体、15年ぐらいのところが多いです。23区においては、収集、運搬に特化しておりますので、おおむね10年ぐらいという計画が多い傾向にございます。

会長

よろしいですか。

委員

5ページの平成26年度の数字なのですが、これは、計画完成までに、27年度の数字が間に合いますか。

事務局

27年度のごみ量につきましては、集計作業中ですが、例えば、練馬区での一人1日あたりのごみ量は、26年度は508グラムだったのが27年度は500グラムになったと計算されております。他区の状況についても、集計をしておりますので、次回の素案のときには、27年度データで出ささせていただこうと思っております。

委員

かつて、杉並区より練馬区のほうがよかったのですが、27年度では、どうでしょう。

事務局

あくまでも集計中と前置きしますが、杉並区が489グラムで練馬区よりも11グラム少なく、残念ながら2位というような結果となっております。

委員

なぜ、そこに私がこだわったかという、順位の1位、2位も大事なのですが、練馬区は、猛烈な勢いでここ数年、人口が増え続けているのです。3月に72万になったのが、もう5月には72万2,000を超えました。こんなスピードで人口が増えていく練馬区は、ある意味、将来非常に有望です。人口が減っていく中、増え続けるのは、練馬区と川崎市しかありません。そういう意味では、人口が増えていくところの数字を逆に、一人当たりで直していくというのは、容易なことではありません。ここに今後の、あるいは今回の計画の一番のポイントがあるのではないかなと思う次第です。

会長

数年前に、2位ではいけないのですかという何かせりふを思い出しましたが、これはやっぱり1位のほうがいいでしょう。

委員

3ページですけども、東京都の動向の中で、フードロス、食品ロスという言葉が出てきますが、これ例えば、東京都とか練馬区でもどのぐらいか数字を押さえていますか。つまり、生ごみの発生ですよね、簡単に言えば。

事務局

家庭系のフードロスですが、調理くずも含めたものになりますと、可燃ごみ全体に占める生ごみの割合が、27年度で36.3%になっています。また今回、東京都が出している、食品ロスの削減の取り組みというのは、都の補助金もありますが、各自治体や事業者と連携して、食品リサイクルについてもっと進めていこうということもあります。例えば、練馬区においては、区も一事業者と考えますと、給食の残さなどはリサイクルをしていますし、さらに食品事業者に向けても積極的に進めていくという方針が東京都から示されています。事業系の食品ロスの総量については、区では把握しておりません。

委員

わかりました。

会長

家庭家の生ごみはこれからの課題、国としても家庭系廃棄物の中で、一番重点課

題にしている一つが食品廃棄物、いわゆる生ごみと総称されている部分です。その他の廃棄物については、かなり、減量や循環利用リサイクルのシステムができ上がっていますが、まだ、生ごみについてはそういったシステムがないので、国としても取り組んでいます。食品リサイクル法等でもいろいろ仕組みが進められているようですが、以前、委員のほうから、許可業者としても、そういった国の検討機関で何かお話ししているというようなことが記憶にあります。

環境省はその後、進展はありますか。

委員

環境省の中央環境審議会ですが、昨日、会議がありました。少し話が逸れてしまっていますが、このたび飲食店のコロッケが食品リサイクル事業者を通して、スーパーに出ってしまったということについて、これから環境省として、廃棄物処理法や食品リサイクル法をどうするかというテーマでした。委員の方から多く出たのは、飲食店から出た売れ残りのコロッケを食品リサイクル事業者に肥料にするように渡しましたが、肥料化するといって料金をいただいたのに、それを肥料にしないで、卸売業者を通して、スーパーに並べたということです。今後、こういう事案の再発防止をどうするかについて、一番多く出たのは、排出事業者である飲食店が実際に処理施設を見に行き、本当に肥料になっているかを確認することです。今は努力義務ですが、義務化せざるをえないかなと。飲食店は、今回、現場を見ていなかったのです。食品リサイクル事業者は肥料にする大きな機械があるけれど、10年間1回も使われていませんから音も出ず、においも出ず、近隣からクレームが来なかったということで問題視されていませんでした。行けば機械が動いてないことがすぐわかりますよね。そういう確認を怠ったという排出事業者の責任をこれからはもっと強化していくべきじゃないかなという話が多く出ておりました。

会長

食品フードロス、生ごみの家庭系廃棄物の中でも発生する問題では、市区が収集する中でも非常に比重が大きいですから、これは課題だとは思いますが。ただ、なかなかこの部分は難しく、システムづくりが考えにくく、これからの課題であります。ほかに何かございますか。

委員

参考ですが、生ごみを肥料、飼料化するときポイントとは、まず一つが、塩分、油分濃度がある一定の数値で固定していること。そうでないと、できるたびに濃度が変わってしまいます。もうひとつは、分別です。家庭から出るごみは、サララップの刃が入っていたり、たばこの吸い殻が入っていたり、場合によっては、コンビニのスポーンと一緒に入っていたりします。肥料では畑を傷めてしまいますし、飼料では、家畜が食べたときけがしてしまうので、最低限の条件は、油分と塩分が一定濃度で、それから分別ができることが前提です。この二つがクリアできれば食品リサイクルというのは行われると思います。

会長

ありがとうございました。

委員

フードロスということではいいますと、家庭の生ごみというと、もう限界まで皆さんやることはやっていると思います。

ちょっと、ご紹介しますと、葉物野菜の切りくずとか、キャベツを買ってくると食べられないところというのは、大体、根っこにつながっているのです。私は自宅でコンポストをやっていますが、そこに入れるのももったいないと思い、いろいろやっています。まず、ネギの切れ端を植木鉢に入れると分葱が生えてきます。分葱は、高いものですから、これはいいと思い、フェイスブックに書いたらすでに、みんな昔からやっていたと言っていました。しかも、お金も節約になるし、ごみも減ります。セロリを植えてみたら、普通のセロリが出てきました。それから、キャベツの根っこもやりました。キャベツにはならないことが多いけど、いろんな葉っぱが出てきて食べられます。あとは、ジャガイモの芽を植えたら、区民農園でジャガイモになりました。

これは一つの例ですが、こうした熱意を蓄積していくことは、一つの文化だと思うのです。小さいかもしれませんが、まだいろんな変化の余地があるかもしれません。

会長

小さな一歩は、千里の道につながるわけですから、それも大切なことではありますよね。

では、基本計画に少し戻ります。1ページに区と国と関係自治体の計画が指示されていますが、特に23区の場合、念頭に置かなければいけないことが一つあります。これは、先ほどの事務局の説明にありましたが、ごみ処理基本計画、区の基本計画の中に通常、市町村単位で必ず一般廃棄物処理基本計画をつくらなくてはいいのですが、練馬区もそうですが、23区の処理基本計画には、施設整備計画が非常に大事な要素なのにどこも入っていません。中間処理施設については、一組でつくって、そこで共同処理をしています。この一組の共同処理というのは、その中間処理に関しては、区長も責任はあるのですが、中間処理そのものに区長は権限を持っていません。全部一組に権限を委譲しています。ですから、施設整備の計画の立てようもないのです。これは23区共通の一つの大きな課題ではあると思うのですが、そういう位置づけになっています。ですから、この基本計画のもう一つ大事な部分の施設整備計画については、残念ながらここで検討する機会がないのです。では、区民のサイドから見て、どこで検討するのか、一組で検討する場があるかということ、一組には審議会がないのです。だから、直接区民が意見を出すということはありません。

ただ、一組も昨年、処理基本計画をつくりましたから、それについては、素案を出した段階でパブリックコメントを公募していますので、形の上では、区民から意

見を聞き取るということになっています。私は、目黒区でも審議会の委員を務めています。そこで、そのことが問題になりまして、一組でもそういう機関を設ける必要があるのではないかという意見を出したことがあります。ここでそれを出すべきだという意味ではないですが、練馬区も清掃工場を地元を持っていながら、それについては、意見は出せても、制度としての仕組みは明確にできていないということです。そういうことが一つあるのを念頭に置いておく必要があると思います。

それと、もう一つは、一番大事な埋立処分場、これも当然23区共通に自分たちで持っていませんが、東京都の処分場で、そこに委託をしています。処分場は、当初は、20年ぐらいしかもたないだろうとされていましたが、その後、ごみの減量や、中間処理、リサイクルが進んできたので、かなりもつという話になっていますが、埋立処分場は他人頼みです。ごみ処理にとって、埋立処分場がなかったらアウトです。もし、今日から埋立処分場がなくなったら、ごみは出せないです。

燃やせば、燃やした後灰になり、重さにして、10分の1は灰になりますが、灰を持っていくところがなければパンクします。一番大切なそこをどうするかで、みんな困っているわけです。でも、23区には埋立処分場が今はありますので、割とその辺は考えなくてよくて、この場でもそんなに頭の中に浮いてこないですよ。基本計画がスムーズにいくためにリサイクルなどもしていますが、埋立処分場があって、初めてなのですね。そのことも審議する場はないですが、必要だと思いますので、念頭に置いてもらいたいです。

ほかに今までの部分で意見はありますか。なければ、次の説明をお願いします。

(事務局より資料2、8ページから16ページまでの説明)

会長

この部分について、質問、あるいはご意見をお願いいたします。このあたりは、一番具体的な計画の中身のところに当たりますので、皆さん、ご意見を出していただけたらと思います。

委員

9ページの取組ということで網かけした重点項目。食品ロスは先ほど、話題が出ましたが、ここに書いてある7番の事業系ごみの減量のところ。これが先ほどの7ページでは、事業系ごみの減量、適正処理に向けて、ということですが、実態はどんどん増え続けています。ここが今回の食品ロスも含めて、一番難しいところかなと思います。これを何とか事業者を理解してもらうための工夫をしないと、この事業系ごみの減量と、資源化というのは難しく、この辺が最重点課題という感じがいたしますがいかがでしょうか。

会長

事業系ごみは、一つの大きな課題だと思います。事業系ごみ、基本的に事業者責任があるということですが、この場合の事業者責任というのは、事業活動に伴って、そこで出てきたごみについては、ごみを出したその事業者が責任を負いますという

意味での事業者責任ですね。家庭ごみについては、それぞれの区が減量やリサイクルについて、区民に対して、いろいろなシステムをつくっています。集団回収や、資源化して減らすことについて、具体的な取組をし、区民に直接呼びかけているんな会議もやっています。審議会もその一つだと思いますが、仕組みはかなりできていますね。ただ、事業系ごみについては、それがなかなかできてないです。これは、つくるのが難しいということだと思います。この計画の中でも事業者に対しては、助言、指導という言葉が使われています。確かに、監督行政は、基本的に、行政の規制的な権限を行使する部分はありますが、今、指導という言葉は、住民自治にかかる部分にはだんだん比重が少なくなってきた、事業者も含めて、協働していくというシステムづくりに移っています。各種リサイクル法もそういう形です。つまり、事業者と行政が協働していくパートナーとして一緒に働いていくという意味です。事業系ごみに関しては、協働システムはまだできていないので、これをつくらないと、事業系廃棄物の仕組みができていかないのだと思います。

この計画の中からは、実際にどういうふうにしたらその仕組みができるかは、答えが出ません。そういう議論にはなっていませんし、この中にはもちろん計画として反映されていません。これからは、事業系一般廃棄物を考えていかななくてはいけないし、次回の改定のときは、それが大きな課題になるだろうと思います。

仕組みができてないというのは、区民サイド、消費者サイドから見ると、区は事業者の責任だからと、事業者に投げ返している部分があるのです。自分の問題として考えないところです。でも、事業系一般廃棄物というのは、家庭廃棄物の延長で、つまり形を変えた家庭廃棄物です。自分たちには関係ないように思えますが、食品ロスの問題でも、生ごみの調理残さは、どんどん少なくなっています。最近では、調理する必要がなくなって、大根も魚も全部、葉っぱも尻尾も切っています。もっと極端に言えば、煮炊きもする必要もなくなっています。便利なことに、電子レンジで、立派なおかずができてしまいます。これは悪いことではありませんが、ごみという点からいうと、家庭が全部、事業系ごみに変わっているのです。区や事業者に投げ返すだけでおさまる問題じゃないですよ。この時代の変化を前提にして、仕組みを考えていかななくてははいけません。どのようなシステムで、反映させていくのか難しいと思いますし、その方法も考えないといけなないと思います。これは、考えるきっかけになればと思い話しをしました。

委員

私もちょっと8ページを疑問に思っていて、区民と事業者の取組なのに、区民の一人あたりの数値しか出してない、これは事業系の数値化が難しいからなのかと。

でも、重点取り組み項目である事業系は、抜けちゃいけないと思います。私どもの会社では、委託で週に2回、回収に来てもらっています。紙とかが多いですが、生ごみも一緒に全部、廃棄業者でやっていただいています。そうすると、事業者の意識というのは、区民レベルからすると非常に希薄です。それが最終的に、どこに持ち込まれて、どういう処分されているかなというところまで、啓蒙されてないので、区民レベルと事業者に対する意識の浸透をどうやって徹底していくのかによって、大分違うと思います。その辺何らかの形で区と事業者で一緒になってやってく。

または、商工会議所だけではなくて、産業連合会とか、いわゆる法人会組織も結構会員数が多いので、そこを通じて啓蒙活動にごみの削減や資源化リサイクルを組み入れていくといいのかなと思いました。

会長

確かに、一人あたり家庭ごみだけを対象にして、ごみ量を減らしましょうと言うならば、全部、事業系ごみに切り替えればいいのです。調理もしないで、事業者のお店で買ってくる時に、頭と尻尾は全部お店に預けて家庭からは、出さないようすれば、家庭ごみは減ります。事業系ごみは、その分増えます。ですから、家庭ごみの数値に事業系ごみが入ってないということを一人あたりのごみ量の計算するときに、押さえておく必要があるかもしれません。ただ、事業系ごみは、なかなか数値的に捉えられないので、どこの市町村も正確に把握できないので数値目標化が難しいところだと思います。

委員

今の問題に関連してですが、よく空き缶は、くずかごへ捨てて頂戴と書いてありますよね。供給サイドとしては、一方的に言うだけであって、何も自分たちで動かないというのが、やっぱり矛盾を感じる点だと思いますね。

委員

事業系ごみですが、23ページに事業者の種類と事業の従業員別とありますが、練馬区は住宅地の多いので、こういう1名から4名の事業所というのは、すごく多いと思います。このあたりにもう少し、きめの細かい取組を。例えば、練馬区の駅前にたくさん飲食店があります。これは、昼間はあいていません。こういう方々をどう指導していくか、業務委託しているならともかく、小さい事業所はしてない可能性があると思います。対応策を練る上である程度、細やかさが必要ある気がします。それと、練馬区の場合、飲食が11.3%で従業員の数はそれほど多くないので、家庭と事業の感覚が峻別されてない可能性も多いと思います。いろいろ対応策を練って分析していく必要があると思いました。

それと、もう一つは、災害廃棄物処理計画です。最後の廃棄物処理場まで行って、処理しますが、練馬区でできる場所はどこなのか。例えば、災害廃棄物は必ず一時保管の場所が要ります。学校のグラウンドを使うとか、その後どう流れていくのが早急に必要になると思います。

委員

今の事業系のごみの減量についてですが、事業系一般廃棄物のごみの収集運搬をしていますが、減量というのが非常に難しく、例えば都心の千代田区や中央区、港区の20、30階建てのビルにはテナントが入っています。例えば、証券のディーラーは、パソコンを三つ、四つ並べて、お昼休みもパンを食べながら、数字を見ています。その中で、分別やごみ減量という感覚はあまりもっていません、その方々に対して、減量してくださいというのは非常に難しく、そんなことを言うならこのビル

から出ていくと言われるのが現実です。

そこで考えたのが、ごみの減量よりもリサイクル率を上げるということです。特に千代田区は、大型ビルのごみの量のうち、何%リサイクル率を上げたか、例えばリサイクル率90%、次は95%になったということで、区長賞として表彰をしています。もはや、減量化というよりもリサイクル率を上げることに力を入れています。そして、残りの5%の中身は何かというと、生ごみなのです。それについても、肥料や飼料にする業者に出し始めて、100%になっているオフィスが多くなってきています。

会長

先ほど、災害廃棄物のことが出ました。これは後でお話したいと思います。家庭系廃棄物、事業系廃棄物について、今、ご意見、出していただけたらと思います。ほかにございますか。

委員

一つの考え方ですけど、事業系ごみを減らすのと、食品ロスというのを考えたときに、23ページの表を見ながら、2万1,000の事業所に対して、飲食業が11%ということは、2,300ぐらいが飲食業ですよ。この飲食業から出る食品ロスというのが、実は、かなりあるのです。宴会が終わると、かなり料理が残っています。あれは全部、食品ロスです。事業ごみを減らそうではなく、どこかの業界を重点的に絞って、練馬区が積極的にお願いに上がるとか。

例えば「出された料理や飲み物は、すべておなかの中へ入れて帰りましょう」、「食品ロスにご協力を」というような、ポスターとかをつくって、飲食店を利用した区民が一緒になって物事を考える切り口をつくれれば、2,300の事業所でごみを減らすことに協力できて、効果があると思います。事業系ごみ減らそうね、の時代ではなく、むしろ区民も参加してもらおう。一人ひとりの家庭では、減量ということに大分目覚めていますので、宴会の席を利用するというのも一つかなと思いつきでございます。

委員

区の「よりどりみどり」のコマーシャルは、ものすごくわかりやすいです。そういう広報関係の方がいらっしゃるのでしたら、いろいろPRの文章や、ロゴをつくっていただいてもいいのではないかと感じました。

委員

食べ物、宴会のあとの残ったものをどうするかというのは、もしかしたら、キャンペーンとして、可能ではないかと感じました。宴会がお開きになり、帰るときに残ったものを持って帰るという習慣は、日本にはほとんどないですよ。最近では少しあるのかもしれませんが、保健所が厳しいとか、衛生上問題だからということでお断りする店があって、無理かと思っていました。

私は昔からタッパーを持って行って、残ったものを持ち帰ったり、使い捨て容器

を持って行って、皆さんにあげたりしています。実際は皆さんももったいないと思っているのですが、恥ずかしくて持って帰らないのです。でも、容器に入れて、どうですかと言えば持って帰ってくれることがあります。結構持って帰らせてくれるところもあり、中華料理系は大体断らないですね。アルミホイルとプラスチックの透き通った入れものが用意してあるところも結構あります。だから、持って帰れます。ということを経馬区で周知していただくと、文化がある程度変わるかもしれないなと思います。

それから、最近増えてきたインド、ネパール料理。これも持って帰れますね。巨大なナンはなかなか食べ切れないので、もったいないと思いつつも捨てますけど、家に持ち帰ったら子供が喜ぶます。だから、例えば、区にポスターをつくっていただいて、キャンペーンを行うということは不可能ではないのかなと思います。

会長

持ち帰りのことは日本、あるいは東京でも考えられています。ほかの自治体で議論したことがあります。行政サイドは、食品衛生法を持ち出して指導しにくいと言っていますが、最近は少しずつ持ち帰りができるようになってきました。私の地元の自由ヶ丘ではまだ商店街としてやってはいませんが、一部でその取り組みを始めました。アメリカでは、持ち帰りがごく当たり前のようになっていて、ドギーバッグと言えば、持ち帰りできるようになっています。生ものを扱わないというのが、大きな一つの理由だとは思いますが。

委員

ちょっと、1点。自己責任ということですが、万が一食中毒が起きたらと、お店側は確かに嫌がります。したがって、生ものはだめということ。それから、当然のことながら、「持ち帰ったものについては、自己責任」と注意事項を書いたものをあらかじめ用意しておいて、持ち帰る人に、それを渡す工夫をすれば、解決策はあると思います。

会長

確かに、日本は自己責任を余り問わないで、何でも人の責任にするようなところがありますね。もう少し自己責任について考えてほしいと思います。

委員

12ページの取組6の内容の中に、区内回収業者の報奨金のあり方を検討するという項目があります。我々の業界は、いいと思っても、すぐ相場が変動してしまいます。我々業者が安定して生活できるように、検討ではなく早く実施していただきたいと思います。

委員

今の同感です。

会長

事業者、回収業者がいないと回転しないので、非常に役割は大きいと思います。全体の仕組みの中でいろいろ考えていかななくてはなりませんね。

委員

回収業者がなくなったら、回収できません。適正で円滑な利用のためにも。

会長

ほかに何かご意見はございますか。なければ、進みたいと思います。

(事務局より資料2 - 17ページから28ページまで説明)

会長

以上で資料全体の説明も終わりました。

冒頭に事務局から説明あったように、いろいろな資料のつくり方とか、表のつくり方を含めて大分見やすくなったので、非常によくなったと思いますが、整体的にご意見ありますか。

委員

参考ですが、全体として、この計画は非の打ちどころがないという感じがします。個人的な希望としましては、みどりのあふれる循環型都市という美しい言葉があり、それと調和したごみ分別リサイクルの文化を打ち立てるということをしていただければ、本当に素晴らしいことだと思います。分別をする意識、もったいないを追求していく、まちをきれいに維持すること、そういう文化を根づかせて、気持ちよくリサイクルできれば素晴らしいと思います。

それと、カラスがごみを散乱したり、マナーの悪い事業者が大量にごみを捨てたり、不法投棄等が目立ちますが、ごみの出し方の啓蒙などは効果があると思います。みどりあふれる循環型都市というキャッチフレーズが、ごみを減らすというだけでなく、まち全体にごみが目立たないようにリサイクルされていくという概念につながればいいと思います。

それと私の家のところのごみ集積所は、ワイヤーが入ったネットをかぶせる形式ですが、杉並区のごみ集積所は、カラスが入れないような支柱で箱形になった網になっていて、置いたところも真四角なので、とても美観がいいです。ごみの収集は毎日あるので、まちを美しく保つためにはどうすればいいのか、というところが見えない感じがしました。

会長

今の集積場の管理に関連して、区としての方針、考え方はどう進めていますか、説明していただけますか。

事務局

今、委員がおっしゃられたのは、立体型の防鳥ネットかと思います。練馬区でも清掃事務所に要望がきましたら、現地を見させていただきます。立体型のネットは、収集後は置きっ放しにできないので、畳んでいただくようお願いしています。その辺も調整しながら貸し出しをさせていただいています。評価としては、カラスとか猫からの被害が軽減されるということで使っていただいている方からは、かなり好評と聞いております。

集積場の管理に関して、基本的には住民さんに管理していただくということになります。そこについても、今回の中で、どのような形で負担軽減が図れるかということも取り組みの一つかなと考えております。

会長

ほかに何か、全体的にありますでしょうか。

委員

練馬区の場合、ごみを出す人というのは、自宅か事業所かです。まちの中にごみ箱というのは非常に少ないですね。コンビニの横にはあると思いますが。ドイツのまちは、まち全体できれいなごみ箱を置いてきれいにしています。なれてくればまちにごみ箱があっても、誰も違和感を持たないですね。そういう環境や、文化になっていかないと、自宅で出るごみと事業所で作るごみと排出源が限られて、歩いている途中でごみを捨てる時は、どこでも捨てる。そういう形になっていっているのではないかなと思います。きれいなデザインのごみ箱を設置する方法とかは、いかがかなと思いました。

委員

光が丘の実例でいきますと、ごみ箱を全部撤去しました。ごみ箱があることによって、不法投棄が増えるというのが現実です。通勤の途中にごみを持ってきてポイ捨てするとか。だから、ごみ箱の問題はよしあしです。

会長

あと、最近、都立公園でもごみ箱は随分前からなくなりました。これもやっぱりごみの不法投棄が多いということが一つ。最近では、爆発物などを置かれたりすることもありますし、駅にも置かなくなりました。時代の反映だと思います。

今、区としては、そういった公共的なごみ箱という考え方は持っていますか。

事務局

私どもとしては、区立施設でも、基本的には、ご自身が出されたごみはお持ち帰りのご協力をというのが、今のスタンスです。ですので、ドイツのまちのようにするには、何年かかるのかわかりませんが、練馬区だけではなく、国としてという広いレベルでなるといえるのは、一つのあるべき姿かなと思い、先ほどの意見を聞いていました。

委員

家庭ごみを運ぶ立場から申し上げますと、パッカー車が来て、どんどん巻き込んでいますが、実は、作業員の方がその袋の中を確認しながら巻き込んでいるのですね。例えば、燃えるごみの日に、ガスボンベが入っていたりして。でも、そういう可能性あるかもしれないと、毎回思いながら袋の中身を手でさわって、確認しながら巻き込んでいるのです。それをゴミ箱にされちゃうと、一気に入れるので、危険リスクが高くなってきます。実際創業から何年かたちますが、ガスボンベが摩擦熱で爆発して、火が噴いてパッカー車がだめになったことが2回あります。運ぶほうの立場としては、ゴミ箱じゃないほうがありがたいという感じはします。

委員

日々、資源の収集で現場の作業等に携わっていますが、防鳥ネットですが、犬を散歩されている方が平気で犬におしっこをさせています。その集積所では素手でネット外して、資源を取り出したりするのはいやだなと思います。本人がそこをさわらないからいいだろうということでしょうけれど、ちょっと、区のほうの広報でその辺の部分を、載せていただければありがたいと思います。

会長

最終的にそれぞれのマナーによるところに行き着きますが、そこについては、なかなかシステム化するというのは難しいところでしょうね。

先ほど、災害廃棄物の一時保管のことで区レベルではどうなのか、という意見や質問がありましたが、その辺について説明していただけますか。

事務局

災害廃棄物の関係につきましては、今年度、東京都がまず大規模な視点から計画をつくっていくと聞いています。それを踏まえて、29年度から各区が取り組んでいくところです。現時点では地域防災計画の中で、危機管理室が主導でつくっておりますが、大規模な公園、あるいは緑地、ここを一時保管場所として選定しています。ほかには区立の野球場などもありますので、そういった広いところを考えています。もちろん一時保管するに当たっても、可能な限り分別を行って、全てを埋め立てにするのではなく、資源化可能物、その他のものを分けていく形を考えております。その上で清掃工場が稼働し始めれば、焼却して処理をしていきます。

会長

5年前の東日本大震災のときに、災害廃棄物で、政令市で大規模な都市ですが、仙台市が比較的災害廃棄物の片づけが早くできたということで非常に評価をされていました。あの時は、仙台市が事前に、保管される段階で、かなり分別が徹底されていたみたいです。だから保管の後の整理がしやすかったと聞いています。つまり、事前にそういった場合にどういう形で保管するのかということも含めて、ある程度準備しておく、随分違うと思います。これは、どこの自治体でも東日本震災以降、災害廃棄物対策は、きちんとしなくてはいけないということを教訓としていて、そ

れが今、具体化してきて、東京都も23区もこれからの課題だと思います。

ほかに何か関連して、災害廃棄物でご意見、ご質問ありますか。なければほかの全般でありますか。

委員

細かいことですが、26ページのこの表ですが、全体としては、以上、以下とか、つけていただいてありがとうございます。この表でリサイクル率は、これも29.6%と以上とつけていいのではと思います。

それから、一番下のところも、以下ですよ。15%以下にするということかな思いましたが、いかがでしょうか。

それから、実績のところ、目標値、実績とあって、達成状況とありますよね。若干わかりにくいのではないかと思います。達成状況の、
、
、
というのがついているこの評価の根拠は、その左側にある平成32年度との差とは、ほぼ関係ないと言ってもいいと思いますが。これをつけている根拠は、その左の27年度の目標と見込みの差異ですよ。だから、達成状況の左に計画目標との差と書いてあるとわかりにくいと思いました。ここにこの数字を並べる意味は、多分ほとんどの人がこのプラス30、マイナス33という意味は、解釈が難しいのではないかと思います。これを見て、何を評価するのか、今どのぐらいの距離があるか、これをいいと見るか、悪いと見るか、非常にわからないところがあると思います。ここを載せるのであれば、27年度目標と27年度見込みの差ということになると思いますが、それを単純に引き算するのはおかしい話で、以上、以下という、それぞれ方向性が違います。一つの計算方法としては、超過達成数ということにして、低いものは低いのがいい、高いものは高いほうがいいという考えにすると、上から順に言うと、
がついているところはプラスで9、マイナス21、プラス30、マイナス1.8、マイナス130幾つで、マイナス4.9となって、超過達成をどのぐらいしているかと。つまり、マイナスになったら達成してないというように引き算をすれば、
がついているところがプラスの数字になることになります。

会長

今のご意見について、事務局のほうで何かありますか。

事務局

委員のおっしゃるとおりで、まず、最初のリサイクル率については、以上で、可燃ごみの中の資源化可能物等の割合については、以下という形で修正をさせていただきます。また、事務局では、最終ゴールまであと幾つだよという視点からつくらせていただきました。ただ、最終ゴールではなく、年度ごとの目標をまず達成しているかどうかということのほうがりやすいのかなというところからしましたら、超過達成数にして、プラス・マイナスで前年度との表記も含め検討しています。

会長

8ページのところに目標値としては、事業系ごみはここには入っていないけれど、

ほかのどこかにありますか。

事務局

第3次計画のときには、この持込みごみ量を数値目標に定めていました。今回の第4次計画については、基本的には自己持込みをしてもらい、区集ごみを減らしていこうという観点で載せさせていただいたところもあります。持込みごみが増えたらいいのか、減ったらいいのかという観点が非常に難しいもので、曖昧になってしまっているところもありますので、今回は外させていただいた経過がございます。

会長

この一つの目標値は、あくまで事業者責任で処理をするという大前提があって、行政で回収している区で収集のほうに頼んでいる部分を減らして、持込みごみのほうへ回してくださいと、そういう意味ですよ。これは減量目標として設定されている数値とは、ちょっと性格が違う数値ですね。広い意味では、減量なのかもしれないけど、自己責任をより徹底させていくという。そういう意味では、家庭系ごみと同じようにすると、何で増やして、目標値が増えるのかと、単純に思うので、この辺、書き方に工夫あったほうがいいですね。この事業系ごみの持ち込みごみというのは、意味合いが、いろいろあって、多分区民の方は、増えるのが目標になっていると単純に思うかもしれませんね。

委員

持込みごみは、増えるほうがいいような気がします。専門の業者さんに回収していただければ非常に安心ということです。お金はかかりますけど、ちゃんとした業者さんが多いと思います。区としては持込みごみにしていただいたほうがいいということはあるですか。

事務局

ここは難しいと思います。私どもとしては、やはり事業者の自己責任というところでは、持込みごみをする事業者さんの数が増えることが目標です。ただ、ごみ自体は減る、そこが目標ですので、それをここにどう盛り込むかということだと思っております。持込み件数は増やしたいけど、基本的には、ごみは家庭系も事業系も減らしたい、そういう思いであります。

ですので、ご意見いただきましたように、今、4次計画では、そういうところで、わかりにくいというところで目標からは外していますが、3次では、入っていたところの総括をここは載せているところですので、そのようなことが、わかるような表記の工夫はさせていただきたいと思っております。いろいろご意見、ご指摘、ありがとうございます。

会長

ここは減量持込みじゃなくて、業者責任をより強化していくという目標ですよ。だから、ちょっと次元が違う目標になっていますので、その辺、工夫があったほ

うがいいと思いますね。

事務局

補足です。手数料のお話もありましたが、区に出していただいた場合の手数料ですが、1キログラム当たり36円50銭になります。一方、許可業者に出した場合ですけれども、条例で定めたこの金額以下にしなければいけないということがございまして、一般的に許可業者の収集に出したほうが安いという傾向もあります。30円前後ぐらいのところもあり、区の収集に出すのが実は一番高いということです。それを超えてしまうと、廃掃法違反という形になってしまいます。ですから、区に出すのが一番高いことも周知していこうというところでございます。

委員

それは、全然知りませんでした。そしたら。それを周知すればいろんなことがありますよね、朝5時ごろ収集しているの、区の収集より、早いですし、本当に素晴らしいと思いました。ありがとうございます。

委員

災害廃棄物のことで、先ほど、ご案内いただきましたが、区の責任は一時保管までなのですか。処理するのは、どこがやって、最終処理場はとか、責任分担はどうなっているのですか。

事務局

法律上は、一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分までが市町村に課せられています。したがって、災害廃棄物であっても、最終処分までをする責任がございまして。ただ、冒頭でご案内したとおり、中間処理につきましては、23区が共同で清掃工場等を管理運営し、最終処分場については、東京都が管理運営する埋立処分場への委託ということをやっていく形になります。やはり、都と23区が連携をしていく形で考えております。

会長

一組の去年つくった一般廃棄物処理基本計画の中でも災害廃棄物対策は、いろいろな項目を想定しているようです。一時保管として当然考えていると思いますけれども。一組は中間処理施設については、まずは区のごみを全部受け入れるということを前提でやっていますから、区の一般廃棄物、災害廃棄物はとにかくなんですね。ということは、産業廃棄物以外は全部一般廃棄物ですから、災害廃棄物も当然産業廃棄物でない限りは、一般廃棄物になりますから、その処理は全部市町村の責任になる。ただ、一時的に大量に出るので、現実にはそれを市町村に責任をつけられてもできないというのが現状です。ですから、かなりその対策を事前に準備しておかなくてはと思います。

それでは、ほかにご意見がないようでしたら、そろそろ終了予定時間に来ていますので、基本計画についてはこれでよろしいでしょうか。

まだ実際にこの会議としても、最終的に意見をまとめるまでには時間がござい
ますので、足りなかったところは、次回以降で検討する場はあると思います。

それでは、この素案の案についての審議はこれで終わりにしたいと思います。

議題としては、これで今日の予定は終わりますが、最後に、その他で何かありま
したら、事務局のからお願いいたします。

事務局

それでは、次回の開催日についてお知らせいたします。

次回の第9回推進会議は、平成28年の10月17日月曜日、10時から予定してありま
す。詳細につきましては、9月の下旬になりましたら、開催通知を送付させていた
だきます。また、今回の審議でいただきましたご意見などを踏まえまして、一般廃
棄物処理基本計画の素案として、資料を調整していきます。

会長

では次回は、10月17日月曜日10時です。第8期は、次回が最終回となります。こ
こで素案としてまとめる形になると思います。

それでは、今日の第8回はこれで終了いたします。お疲れさまでした。